

羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

目 次

1	目的	2
2	業務委託の概要	2
(1)	業務委託の名称	2
(2)	業務委託場所	2
(3)	業務委託期間	2
(4)	業務委託内容	2
(5)	提案限度額	2
(6)	受託事業者選定方式	2
3	応募事業者の条件等	3
(1)	応募資格	3
(2)	応募資格の確認	3
(3)	応募に関する留意事項	4
(4)	その他	4
4	応募手続	4
(1)	本実施要領等の公表	5
(2)	現地見学会	5
(3)	本実施要領等に関する質問の受付	6
(4)	質問の回答	6
(5)	参加表明書の提出	6
(6)	提案書等の提出	7
5	資格及び提案の審査	8
(1)	審査方法	8
(2)	委託業者選定審査基準	9
(3)	最低基準点	11
(4)	審査委員会委員、関係市職員との接触の禁止	11
(5)	審査結果の通知及び公表	11
(6)	優先交渉権者の決定	11
(7)	委託金額の決定	11
(8)	再募集	11
6	その他	12
(1)	事業実施	12
(2)	消費税の取り扱い	12
7	問い合わせ先	12

1 目的

羽島市（以下「市」という。）では、学校給食の質を維持し、より安全でおいしい学校給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解するとともに、優れた調理技術や、衛生管理能力、業務効率性等を確保するため、民間事業者により羽島市北部学校給食センター（以下「給食センター」という。）の給食調理・配送等業務を委託している。

現在の業務の委託期間が令和9年7月に満了となることから、令和9年8月以降も引き続き給食センターの業務を委託するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行うもの。

この実施要領は、給食センターの給食調理・配送等業務の実施に関して、必要事項を定めたものです。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する仕様書・添付資料・様式集も本実施要領と一体の資料として、実施要領等と称す。

2 業務委託の概要

（1）業務委託の名称

羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託

（2）業務委託場所

施設名	羽島市北部学校給食センター
所在地	羽島市竹鼻町飯柄1028番地

（3）業務委託期間

令和9年8月1日から令和14年7月31日まで（5年間）

契約締結日から令和9年7月31日までは準備期間とする。

（4）業務委託内容

別紙「羽島市北部学校給食センター 給食調理・配送等業務委託仕様書」のとおり

（5）提案限度額

777,493,881円

（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む5年間の総額）

（6）受託事業者選定方式

公募型プロポーザル方式により選定、実施する。

3 応募事業者の条件等

(1) 応募資格

応募事業者は、学校給食法の目的のもと、教育の一環として子ども達のために、安全安心で、おいしい学校給食の提供が円滑に実施できる事業者であり、次に掲げる資格要件を全て満たした者とする。

また、契約締結日までに資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者。
- ② 告示日に市の指名入札参加資格者名簿の給食業務に登録されている者であること。
- ③ 告示日から契約締結日までの期間に、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成19年羽島市決裁）に基づく、入札参加資格停止を受けていない者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。また、羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく資格停止処分を受けていない者。
- ⑤ 給食センターとの連絡・調整が速やかに行えるよう、岐阜県内又は近県に本社、支社、支店、営業所または事業所のいずれかを構え、運営管理拠点としての機能を有し、業務対象施設に1時間程度で到着可能、かつ、即時対応の体制が確立されていること。
- ⑥ 過去5年以内に給食業務において、本社・支社・支店又は営業所等を含め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業の停止処分を受けていない者。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ⑨ 製造物責任法（平成6年法律第86号）に基づく損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している、又は加入する予定であること。
- ⑩ 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑪ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑫ 1日あたり3,400食以上の学校給食共同調理施設（学校給食センター）での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を行っている者。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日を基準と

し、応募資格がない事業者については電子メールで通知する。ただし、応募資格確認後から事業者が決定するまでに、応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。また、原則として、フォントはMS明朝体12ポイント以上を基準とする。
- ④ 応募事業者から実施要領等に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書類等の著作権は、市に帰属するものとする。
- ⑤ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却しない。
- ⑥ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- ⑦ 提案書類提出日から事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。
 - ア 応募事業者が不渡手形又は、不渡小切手を出した場合
 - イ 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - ウ 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

- ① 市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 本実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

4 応募手続

本プロポーザルの実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付

は、午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

なお、スケジュールは現時点での予定であり変更する場合がある。

内容	日程
告示（実施要領等の公表）	令和 8 年 8 月 27 日（木）
現地見学会	令和 8 年 9 月 8 日（火）
実施要領等に関する質問の受付期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）
質問の回答	令和 8 年 9 月 25 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 9 月 30 日（水）
提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 19 日（月）
第一次審査（書類審査）	令和 8 年 10 月 23 日（金）
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 8 年 10 月下旬以降
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 8 年 11 月上旬以降
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）結果通知・公表	第 2 次審査日から約 10 日後

（１）本実施要領等の公表

- ① 公表期間 令和 8 年 8 月 27 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- ② 公表方法 本市ホームページに掲載する。（関係書類等はダウンロード可）

（２）現地見学会

- ① 日 時 令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 4 時 00 分から 1 時間程度
- ② 参加申込 現地見学会参加（申込・辞退）書（様式第 13 号）にて、申込に ☒ を付け、令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 4 時までに「7 問い合わせ先」あてに FAX 又は電子メールにて提出すること。
- ③ 参加人数 1 事業者につき 2 名以内とする。（参加者多数の場合は、入場者を 1 事業者 1 名とする場合がある。）
- ④ 参加辞退 参加の申込みの手続き後、辞退する場合は、現地見学会参加（申込・辞退）書（様式第 13 号）にて、辞退に ☒ を付け、令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 10 時までに「7 問い合わせ先」あてに FAX 又は電子メールにて提出すること。
- ⑤ 留意事項
 - ア 本実施要領等についての説明は行わない。
また、質問は一切受け付けない。
 - イ 調理場内に入場する場合は、入場者の検便検査結果（腸内細菌）及び清潔な白衣、帽子、マスク、上履き（汚染区域用・非汚染区域用）を持参すること。

ウ 設備、機器類には手を触れないこと。

なお、設備、機器類の説明は行わない。

エ 調理場内には、異物となる可能性のあるもの（ペン、メモ帳、カメラ、スマートフォン等）の持込み及び調理員等への話しかけ等は禁止とする。

なお、写真撮影は、給食センターの2階からのみ可能とする。

オ 本実施要領等は、各自持参すること。

カ 参加申込・辞退の送信時には、件名を「羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託現地見学会」とし、必ず電話にて受信を確認すること。

キ 見学に当たっては、市の指示に従うこと。

（３）本実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

① 期 限 令和8年9月11日（金）午後4時まで

② 受付方法 質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、件名を「羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託質問書」として、「7 問い合わせ先」あてに電子メールにて提出すること。
なお、送信後、速やかに電話にて受信を確認すること。

（４）質問の回答

質問の回答書は、令和8年9月25日（金）に、本市ホームページにおいて公表する。電話及び口頭等での個別対応はしない。

なお、質問に対する回答は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

（５）参加表明書の提出

① 提出期限 令和8年9月30日（水）午後4時まで

※ 期限後の提出は認めない。

② 提出先 「7 問い合わせ先」のとおり。

③ 提出方法 提出先に直接持参し、その他の方法による提出は受け付けない。
（休日を除く午前9時から午後4時まで）

なお、持参する日の前日午後4時までに、電話にて持参する日時を連絡すること。

④ 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 正本1部・副本12部

イ 様式第2号記載の添付書類 正本1部・副本12部

⑤ 注意事項

ア 提出書類は、原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じとすること。

また、添付書類には書類符号を付したインデックスを付け、フラットフ

ファイルに編冊すること。

なお、会社の沿革及び組織については、PR用のパンフレットでも可とする。

イ 正本は、会社名入りとし、押印したものとする。

ウ 副本は、会社名、会社のロゴ等、会社が特定される表記は一切しない。

※ 様式第2号の添付書類である会社概要、決算書及びPR用のパンフレット等に会社名、会社のロゴ等、会社が特定される表記がある場合、全て消して提出すること。

⑥ 参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、令和8年10月8日（木）（予定）に電子メールにて本市から参加者に通知する。

⑦ 参加辞退 参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第12号）を令和8年10月6日（火）午後4時までに提出すること。

（6）提案書等の提出

① 提出期限 令和8年10月19日（月）午後4時まで

※ 期限後の提出は認めない。

② 提出先 「7 問い合わせ先」のとおり。

③ 提出方法 提出先に直接持参し、その他の方法による提出は受け付けない。（休日を除く午前9時から午後4時まで）

なお、持参する日の前日午後4時までに、電話にて持参する日時を連絡すること。

④ 提出書類 提案書及び見積書（様式第3号～第11号）正本1部・副本12部

⑤ 注意事項

ア 提出書類は、原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

また、提案書類には書類符号を付したインデックスを付け、フラットファイルに編冊すること。

イ 正本は、会社名入りとし、押印したものとする。

ウ 副本は、会社名、会社のロゴ等、会社が特定される表記は一切しない。

エ 各様式において、枚数制限の範囲内で評価項目について記載すること。

オ 見積金額が、「2（5）提案限度額」を超える場合は、失格とする。

また、異常に少額であるなど、本事業の適正な履行に支障があると判断した場合には、失格とする場合がある。

カ 見積金額に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。

キ 見積書（様式第11号）の次に、人件費、諸手当、諸引当金、法定福利費、保健衛生費、車両費等、詳細な見積内訳書（様式第11号の2）を添付すること。

- ク 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。
- ケ 押印する印鑑は、実印（法務局が証明する代表者の印鑑）とする。
- コ 提出後の内容の変更及び追加、再提出、補正は認めない。
- サ 提出された書類は返却しない。
- シ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、羽島市情報公開条例（平成10年条例第29号）に基づき、提案書を公開することがある。

⑥ 提案に関する留意事項

- ア 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要領等を遵守すること。
- イ 地元在住者の優先的な雇用に関する提案を行うこと。

5 資格及び提案の審査

羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に係る羽島市教育委員会プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）等において、下記に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者を選定する。

（1）審査方法

① 参加資格審査

参加資格の確認審査は、担当部署において、参加表明書等により、本実施要領等に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合は、失格とする。

② 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、審査委員会により、提案書等に記載された内容、見積書、会社概要等について、次に定める「委託業者選定審査基準」のア～キの評価項目について、評価、採点し、審査委員会の委員の合計点により順位づけを行った上で、得点の高い上位3事業者を選定する。ただし、応募事業者が3事業者に満たない場合又は最低基準点（「5 資格及び提案の審査（3）最低基準点」を参照）を下回る事業者がある場合は、3事業者に満たない事業者を選定することがある。

また、同じ得点の事業者が3者を超えている場合は、3事業者を超えて選定することがある。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合など、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第二次審査は、審査委員会により、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつ行う。

なお、審査委員会の日時、場所等は別途通知する。

ア 日 時 令和8年11月上旬以降予定

イ 発表時間 1事業者30分程度（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度）とする。

ウ 出席者 3名以内

エ 説 明

（ア）事業者の説明は、提案書等により行うこと。（追加資料は認めない。）

なお、審査の順番は、提案書等の受付順とする。

（イ）パソコンを使用する場合は、応募事業者が用意すること。

なお、プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル及び延長コードは、市で用意するが、応募事業者がプロジェクター、スクリーン等必要な物品を持ち込むことを認める。

（ウ）審査委員会は、「委託業者選定審査基準」により、評価、採点し、審査委員会の委員の合計点により順位づけを行う。

なお、最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、委託業者選定審査基準の評価項目「エ 衛生管理体制に関する考え・提案」の評価点数の合計点が高い順に順位づけを行い、その評価点数が同点の場合は「オ 危機管理体制に対する考え・提案」について同様に順位づけを行う。それでも順位が決定しない場合は、見積金額の最も低い者を選定する。

（2）委託業者選定審査基準

審査基準とする評価項目及び配点は、次のとおりとする。

① 企業評価

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
ア 会社概要・業務受託実績	・栄養士、調理師の有資格者数 ・岐阜県又は近県で、本業務の内容と同種又は類似の業務受託実績 ・ドライ方式での実績	様式第4号及び様式第5号の審査	20
イ 学校給食に関する基本的な考え・提案	・学校給食の意義や役割に対する理解度、取り組み姿勢 ・食育支援への考え方や実績、取り組み体制	様式第6号の審査	20
ウ 業務等の実施体制に関する考え・提案	・組織体制、業務責任者や食品衛生責任者等の配置 ・配送等も含めた従業員の	様式第5号及び様式第7号の審査	30

	配置人数、配置者の資格及び経験内容 ・学校給食の専門性、安定供給に関する実施方針、サービス水準 ・地域雇用促進に関する考え方 ・従事者の休暇や急な欠員等に対応するための体制 ・受託決定から業務開始に向けての準備に関する考え方 ・作業工程表、作業動線図 ・配送時等の安全運転対策		
エ 衛生管理体制に関する考え・提案	・衛生管理の考え方や対策 ・指導、管理体制の確保方策 ・従事者の健康管理の方法	様式第8号の審査	30
オ 危機管理体制に対する考え・提案	・食中毒、調理事故、異物混入発生時の対処体制と防止策 ・生産物賠償責任保険等の損害賠償責任保険への加入内容と補償額 ・災害時の対応 ・災害支援協力等の実績 ・感染症に対する体制と予防策	様式第9号の審査	30
カ 調理等従事者の教育に関する考え・提案	・従事者に対する指導、研修計画等の人材育成に対する考え方 ・受託決定から事業開始までの従事者への指導・研修	様式第10号の審査	20
キ 見積金額	・適正な経費負担内訳 ・ア～カを踏まえて妥当な価格のもとに見積額が算定されているか。	様式第11号及び様式第11号の2の審査	30

②上記事項以外の評価項目

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
ク その他	・上記事項以外の評価項目で、審査委員会委員が求めるもの、又は事業者からの独自の提案で評価すべきもの、若しくは双方を考えたものの評価	プレゼンテーション・ヒアリング	20

(3) 最低基準点

最低基準点は、第一次審査、第二次審査共に満点の60%とし、最低基準点に満たない事業者は、選定しない。

(4) 審査委員会委員、関係市職員との接触の禁止

審査委員会委員、関係市職員などの主催者、関係者に対し審査内容に関する事項などの連絡を求めるなど、公平性及び厳正さを欠く行為となる接触を禁止する。

(5) 審査結果の通知及び公表

第一次審査（書類審査）の審査結果は、応募者全員に通知し、第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の審査結果についても同様に通知し、本市ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果については一切の異議申し立ては認めない。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い応募事業者（最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、「5 資格及び提案の審査（1）審査方法③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）エ 説明（ウ）」により、選定された者）を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(7) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により市と随意契約を行う。

(8) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

6 その他

(1) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

① 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対し修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

② 市の債務不履行の場合

ア 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できることとする。

イ 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により、業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できる。

(2) 消費税の取り扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとする。

7 問い合わせ先

羽島市教育委員会事務局 北部学校給食センター

住 所 岐阜県羽島市竹鼻町飯柄 1028

電 話 058-392-1854 F A X 058-393-0755

E-mail kyushoku-hokubu@city.hashima.lg.jp